

第 34 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 24 年 11 月 8 日（木）10:00～12:10
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 津谷典子
 - （委 員） 廣松毅、白波瀬佐和子
 - （専 門 委 員） 中村隆、宮川めぐみ
 - （審議協力者） 財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - （調査実施者） 厚生労働省大臣官房統計情報部：上田人口動態・保健社会統計課世帯統計室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：空閑調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか
- 4 議 題 国民生活基礎調査の変更について
- 5 概 要

（1）諮問全体について

平成 25 年に変更が予定されている国民生活基礎調査の計画について、総務省政策統括官付統計審査官室から諮問の概要説明がなされた後、厚生労働省から補足説明がなされた。

（2）前回答申における今後の課題への対応状況について

前回答申における今後の課題への対応状況について、審議が行われ、また、厚生労働省に対し、3 回目の部会に向けた追加資料の作成・提出を求めることとなった。

主な意見は、以下のとおり。

ア 国勢調査と国民生活基礎調査との比較について

- 国民生活基礎調査（以下「本調査」という。）は、国勢調査に比べて若年層（20 代から 30 代）の単独世帯の把握が十分ではなく、こうした年齢層からの回答を得るためにどのような対策を講じるかが重要である。このため、平成 23 年に実施を予定していた試験調査において、調査事項、調査方法等の見直しを行って実施し、その結果を検証して、平成 25 年の大規模調査につなげようとしたが、財政的な理由で試験調査を行うことができなかったため、平成 25 年調査では調査事項、調査方法等を大きく変更しないで実施するという方向性（計画）については、やむを得ないものとする。
- 国勢調査と本調査との間の単独世帯数の違いについて、若年の年齢層で男女とも比較的大きな差がみられる。いずれも未婚でオートロックの建物に住んでいる者ではないかと想定される。このようなオートロックの建物に住んでいる者から協力を得るための対応策となると、広報ということになるが、有効策がなかなかないのが現状である。
- 調査実施者から、国勢調査と本調査との間の単独世帯数の差に関する説明があったが、単独世帯の世帯主年齢別の構成割合の差ではなく、総世帯数に占める単独世帯数の年齢別の割合の差についてはどのようになっているのか。また、特に若い世代の捕捉率が低くなっているということは、国民の姿が歪んで見えてきているということであり、調査結果を

補完・補正する方法をある程度取り入れていく必要があるのではないかと。

- 若年者については、健康問題と同様、統計調査への協力意識も低いと考えられ、現実的には、調査員の数を増やす等により調査票の回収により一層努力するといった方法しかないのではないかと。
- 国勢調査と本調査との間の相違について検討するに当たっては、まず、どのような情報、事実があるかを確認することが大切である。当該相違については、調査実施者において、地域別に比較した資料を整理しているとのことであり、3回目の部会において、国勢調査と本調査との間で都道府県別・政令指定都市別の単独世帯や単独世帯以外の世帯について比較した資料を提出していただき、検討することとしたい。
- 単独世帯を把握する方法については、平成28年調査に向けての試験調査において、オンラインの導入の可能性についても考える必要があるのではないかと。
 - 平成22年国勢調査において、東京都におけるオンライン調査の回答率は約8%と聞いており、また、紙ベースの調査票とオンラインの両方に回答した者もいるのではないかと考えられ、オンライン調査の導入がどの程度回収率の向上につながるのか分からない。さらに、本調査は、調査票が5種類あり、調査事項数も国勢調査に比べ数倍あるため、現状の調査事項数のままオンライン調査を導入することは困難であると考えられる。調査システムの開発コストも、本調査においては世帯票と介護票など調査票間のチェックを行う必要があることからかなり高くなってしまふ。ただし、調査票の見直しを行い、調査事項を大幅に減らし、コンパクトなものとした上で、調査票の回収方法の一つとしてオンライン調査を導入する可能性について検討することは考えられる。
- 本調査における若年層の補足率の低さをみると、この層を把握するためにはオンライン調査を導入するしかないと考えられる。だが、本調査は世帯に報告してもらっている一方で、オンライン調査は個人単位で報告してもらうことになることから、単身者用のオンライン調査票を新たに作成する等、調査方法の大きな変更を考えていかなければならない。しかし、若年層は十分な情報が得られない層でもあるので、中長期的な視点での検討が必要と考える。

イ 調査票回収率の向上策について

- 所得票については、平成22年の大規模調査において、調査方法をそれまでの調査員による世帯主からの面接聞き取り方式（他計方式）から、各世帯員が記入をする自計方式に変更したところ、回収率の改善がみられたとのことである。
 - 調査対象世帯の中には、そもそも面接もできず連絡も取れない面接不能世帯というものがある。こうした面接不能世帯が、国勢調査との比較でかい離が大きい層の世帯の中にも多く含まれていると考えられ、当該世帯が調査票の回収率の向上を図る上で特に重点的に取り組むべき対象世帯と考えているところである。
- 世帯員ごとに記入してもらう所得票の場合、集計対象は世帯単位で、回収した世帯員の調査票をまとめたものなのか。
 - 世帯単位での調査票である。調査票は個人で書いてもらうが、世帯の中で所得がある人全員に書いてもらうことで、世帯所得を求めることができる。このため調査員に全員の分を回収してもらうこととしており、全員の分が回収できなかった世帯は、集計対象

から除外している。

- 回収率について、地域別の状況について確認することが必要と考えるので、3回目の部会において、都道府県別、政令指定都市別の回収率がどのように変化したかが分かる資料を提出していただき、検討することとしたい。

ウ 非標本誤差を解析し、集計値を補正する理論について

- 世帯票に回答したが所得票に回答しなかった世帯について、「傾向スコア」による所得金額の推計を試みたとのことだが、推計結果において特定の傾向は得られなかったのか。
→ 「傾向スコア」を使いいくつかの手法で推計を行ったが、いずれも所得金額が低めに出たことから、世帯票に回答して所得票に回答しなかった世帯は、所得が低めの傾向がみられた。ただし、推計手法を特定のものに絞れるかという点、平成19年調査結果と平成22年調査結果を使って推計したが、推計値のばらつきが大きく、使用に適した推計手法を一つに限定することは困難である。このため、推計値を直ちに公的統計として使用しようという結論は出せなかった。
- 傾向スコアの手法をどれか一つに絞り込むのは難しいだろうが、一定の傾向を押さえられることは確かである。したがって、調査結果を発表する際に、傾向スコアで推計した結果、こうした傾向があったとコメントするとか、今後研究する際の補助情報として利用できるデータを共に提供できるようにすることが必要ではないか。
- 推計の問題については、3回目の部会において、厚生労働省が本件について検討するために開催した研究会の座長である成蹊大学の岩崎学教授が審議協力者として出席される予定なので、その際に改めて議論することとしたい。

エ 調査方法の見直しや平成23年実施予定の試験調査について

- 調査対象名簿の作成等の際、住民基本台帳を十分利用することができなかったということだが、具体的にどういうことか。
→ 住民基本台帳は、一人の個人に係るものが一つの箇所には綴っており、それをめくる形となっている。例えば、Aという名字の人がいて、その人の資料の後ろの方にAという名字の人に関する記録は付いていない場合、Aという人が独身や単身かということと必ずしもそういうわけではなく、別の個所に妻や子どもの記録があったりする。したがって、住民基本台帳により、世帯の構成や単身であるかといった情報を適切に把握することができなかった。
- 試験調査については、平成23年に実施しようとした試験調査の内容や当該調査を踏まえて検証しようとした事項、また、現段階において平成28年の大規模調査に向けて、26年に実施しようとしている試験調査に向けて検討していること等を整理し、3回目の部会で報告をしていただきたい。

6 次回予定

次回部会は、平成24年11月22日（木）10時00分から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

なお、次回の部会では、調査事項の変更に係る論点及び今回審議されなかった論点について、審議することとされた。